

諮問番号：令和５年度新城市教育委員会諮問第１号

答申番号：令和５年度答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

令和５年１月２４日付けで処分庁が行った公文書非開示決定処分は妥当である。

第２ 本件審査請求に至る経過

- 1 令和５年１月１０日、審査請求人は、処分庁に対して新城市情報公開条例（平成１７年新城市条例第２５号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、新城市学校給食共同調理場建設事業の基本設計業務に関する参考見積書（以下「本件見積書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和５年１月２４日、処分庁は、本件見積書は事業の実施当時は保有していたが、公文書の保管又は保存において、紛失又は誤廃棄させてしまい、保有していないとして、条例第１１条第２項の規定に基づき本件開示請求に係る公文書を開示しない旨の決定（以下「原処分」という。）をし、同日付けで公文書非開示決定通知書により審査請求人に通知した。
- 3 令和５年３月２９日、審査請求人は、原処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４条第１号の規定に基づき、審査庁に対して審査請求をした。

第３ 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 新城市公文書管理規程（平成１７年新城市訓令第７号）は第４２条で「完結文書は、ファイル基準表に従い、適正に保管しなければならない。」と、第４３条で「完結文書は、その種類、性質等に応じ、文書等にあつては適当な用具に収納し、電磁的記録にあつては課長が指定する記録媒体に記録し、その完結日の属する年度の翌年度(暦年ごとに保管する完結文書にあつては、完結日の属する年の翌年)の末日まで課長が指定する場所において保管しなければならない。」と定めている。当該規程に基づく公文書の取扱いにおいて紛失や誤廃棄が生じることは通常ありえない。

- (2) 処分庁が示した非開示理由では、適切な管理方法だったのか、どうして紛失や誤廃棄となる過程が生じたのかが不明である。

2 処分庁の主張

- (1) 新城市教育委員会の公文書の管理は、新城市教育委員会事務局処務規程（平成17年新城市教育委員会訓令第2号）第6条の規定に基づき、新城市公文書管理規程の規定に沿って行う。
- (2) 参考見積書は、予算要求事務を行う際の予算要求額又は事業施行の際の執行額の積算根拠、参考資料等とするために、当該事業に係る知見を有する事業者から取得するものであり、通常はそれぞれの時点ごとに取得、使用、保管等を行う。
- (3) はじめに、本件見積書は、平成30年度において、次年度の予算要求事務を行うに当たり新城市学校給食共同調理場建設事業の基本設計業務（以下「当該業務」という。）に係る予算要求額の参考資料とするため、株式会社小林清文建築設計室から取得し、当該事務を終えた後、他の予算要求事務関連文書とともにファイル簿冊に保管した（以下「平成30年度保管」という。）。
- (4) 次に、令和元年度において、当該業務の施行に当たり執行額の積算根拠及び参考資料として予算執行伺書に添付するため、本件見積書と同一の参考見積書が必要となったところ、改めて参考見積書を取得することなく、平成30年度保管のものから本件見積書を抜き取り再度使用した。

さらに、当該業務の施行に係る指名競争入札は2度不調となったことから、当該業務の施行に係る予算執行伺書は3度作成したが、3度とも当該時点において改めて参考見積書を取得することなく、平成30年度に取得した本件見積書を使用した。

その結果、本件見積書は平成30年度に取得したものではあるが、令和元年度の当該業務の施行に係る3回目の予算執行伺書に添付し、当該業務の契約に係る関係文書とともに令和元年度共同調理場基本計画契約関係綴（以下「契約綴」という。）としたファイル簿冊に保管した。

- (5) また、契約綴は、学校給食共同調理場の建設事業に関するものであることから、一連の事業が完結するまでとして新城市教育委員会教育総務課内にて保管した。
- (6) 令和4年度において、本件見積書を対象文書とする別の公文書開示請求があったことから、契約綴を確認したが、3回分の予算執行伺書等は保管されていたが、3回目の予算執行伺書に添付されているはずの本件見積書は欠け、契約綴には保管されていなかった。

- (7) また、契約綴以外の平成30年度及び令和元年度の全てのファイル簿冊にも本件見積書は保管されていなかった。
- (8) これらの経緯から、本件見積書は紛失又は誤廃棄されたと考えざるをえない。これを踏まえ、平成30年度及び令和元年度に本件見積書を使用し、保管した担当職員については指導上の措置を行い、あわせて新城市議会に対しては謝罪を行った。

第4 調査審議の経過

令和5年8月30日 諮問

令和5年9月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人がした本件開示請求は、本件見積書の公開を求めるものであるところ、処分庁は本件見積書は紛失又は誤廃棄したと主張する。そこで、本件見積書の存否について整理し、原処分の当否について審議する。
- 2 新城市教育委員会の公文書の管理に関しては、処分庁も自認するとおり、新城市教育委員会事務局処務規程第6条の規定に基づき、新城市公文書管理規程の規定に沿って行うものとされている。
そして、新城市公文書管理規程は第38条で「公文書は、その他の文書等及び電磁的記録と明確に区分して整理し、必要なときに直ちに取り出せるようにしておかなければならない。」と定めた上で、審査請求人が主張するように第42条、第43条で事案の処理が完結した公文書の保管方法を定め、さらに第44条では「課長は、完結文書がファイル基準表に従い適正に保管されているかを定期的に文書取扱主任に点検させなければならない。」と定められている。
- 3 これらの規定から、新城市教育委員会の公文書は、ファイル基準表に従って適当な用具に収納され、必要なときに直ちに取り出せる状態に管理された上で、定期的に点検されることで適正な保管状況が維持されるものである。
- 4 本件見積書は、平成30年度において、次年度実施予定であった当該業務の予算要求事務を行うために株式会社小林清文建築設計室から取得した文書であることから、新城市公文書管理規程第2条第3号及び条例第2条第2項の規定に基づく公文書に該当する。
- 5 このため本件見積書は、新城市公文書管理規程に基づき管理されることとなり、ファイル基準表に従って適当な用具に収納され、必要なときに直ちに取り出せる状態に管理された上で、定期的に点検されることで適正な保管状況が維持されるべきものである。

6 この点、本件見積書は、平成30年度における次年度実施予定の当該業務の予算要求事務に使用した文書であることから、平成30年度のファイル基準表に従ってファイル簿冊に収納され管理される必要がある。

しかし、令和元年度における当該業務の施行に係る予算執行伺書に添付するためとして、平成30年度保管のものから抜き取りを行ったことで、平成30年度における次年度実施予定の当該業務の予算要求事務に使用した文書は文書の一部を欠く状態となり完結文書としての適正な保管状態ではなくなった。

加えて、令和元年度における当該業務の施行に係る予算執行伺書は、3度作成されたところ、これについても1回目に添付したものを抜き取り2回目に添付し、2回目に添付したものを抜き取り3回目に添付して使用したことから、3回目の当該業務の施行に係る予算執行伺書は、本件見積書が平成30年度保管のものから抜き取ったものであることの当否は別として、完結文書としては適正な保管状態ではあったが、1回目及び2回目の当該業務の施行に係る予算執行伺書は文書の一部を欠き完結文書として適正な保管状態ではなくなった。

7 つまり、新城市公文書管理規程に基づく公文書の適正な管理が行われていたとすれば、本件見積書は、平成30年度時点の当該業務の予算要求事務に要する公文書及び令和元年度時点の当該業務の施行に係る3度の予算執行伺書に要する公文書として、合計で4つ存在することとなるはずであったが、実際には令和元年度時点の当該業務の施行に係る3回目の予算執行伺書に要する公文書としての1つのみ存在することとなったものであった。

8 そして、1つのみ存在するはずの本件見積書については、処分庁が主張し、審査庁及び当審査会事務局が調査したとおり、本件見積書が保管されているはずの契約綴には保管されておらず、念のため確認した契約綴以外の平成30年度及び令和元年度の全てのファイル簿冊にも保管されていなかった。

9 また、このとおり本件見積書が契約綴を含めた平成30年度及び令和元年度の全てのファイル簿冊にも保管されていないことは、令和4年度の別の公文書開示請求時点で確知され、この事実から平成30年度及び令和元年度に本件見積書を使用して保管した担当職員については指導上の措置を行い、あわせて新城市議会に対しては謝罪を行っていることを踏まえると、本件開示請求に際して意図的に廃棄等を行ったものではないことは明らかである。

10 よって、少なくとも令和4年度時点において、本件見積書は保管されていなかったことから、紛失又は誤廃棄が生じ、存在しなくなったと考えることが合理的である。

1 1 以上のことから、本件見積書が新城市公文書管理規程に基づく適正な管理をされていなかったこと及び本件見積書が紛失又は誤廃棄により存在しなくなったこと自体の当否は別として、処分庁の主張に不自然又は不合理な点は見られず、また審査庁の調査結果からも、処分庁がした原処分である公文書非開示決定処分は妥当である。

第6 附言

行政機関では、文書主義の原則がとられており、行政事務の遂行に当たっては記録として文書を作成することが必要とされる。これは行政機関の事務執行等における正確性の確保、責任の明確化、行政の適正かつ効率的な運営等から要請されるものである。

従って、行政機関における公文書は非常に重要なものであり、このことから各行政機関においては公文書の管理のための規律が定められている。

新城市教育委員会においても、公文書が非常に重要であるとの認識から新城市教育委員会事務局処務規程を定め、新城市公文書管理規程により公文書を管理することを義務付けている。

しかし、本件では、新城市公文書管理規程による公文書の管理を怠り、存在すべき文書が欠ける自体が生じている。このことは、前述の文書主義の原則の趣旨、目的から、非常に重大な問題である。

公文書は、新城市教育委員会の事務執行の正確性を確保し、責任を明確化することで、新城市教育委員会の信頼性を担保する性質を持つということを改めて認識し直し、同様の事態が生じないように新城市公文書管理規程に基づく適正な管理を徹底するよう、厳しく指摘する。

新城市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長）	河 邊 伸 泰
委員	長 峯 信 彦
委員	宗 真 紀 子
委員	坂 田 尚 子
委員	今 泉 千 秋